

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成20年5月27日福警交規第500号で行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、朝倉市中島田地内の県道塔瀬十文字小郡線の該当区間が40キロ規制とされた（以下「本件規制」という。）事由が記載された文書である。

実施機関は、本件公文書を交通情報管理システム（以下「システム」という。）に登録された本件規制情報を出力した交通規制カード（規制番号3775）に特定し、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、全部を開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定は審査請求人の求めを全く無視したもので、本件規制を行った理由を説明していないとして、交通規制カード（規制番号3775）の他に本件規制を行った理由を説明した公文書の開示を求めているものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成20年5月14日付けで、審査請求人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 平成20年5月27日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成20年6月16日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として福岡県公安委員会に審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示を受けた交通規制カード（規制番号3775）では本件規制が必要とされた理由が明らかでない。

(2) 警察は事故を起こさないことばかり考えており、車を走らせている我々の自由

は無視されている。速度規制はあちこちで行われているが、このような規制は法律に適合しているとは思えない。

5 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る区域を含んだ路線全体の速度規制については、過去数回見直し
がなされ、最終的な見直しについての福岡県公安委員会（以下「公安委員会」と
いう。）の意思決定は、平成2年8月27日付けでなされている。
- (2) 実施機関においては、交通規制の状況を把握するため、システムに登録された
交通規制情報を出力し、交通規制カードとして管理している。
- (3) 本件請求に係る公文書としては、交通規制カード(規制番号3775)と本件
規制に係る公安委員会の意思決定を受けた決裁文書(平成2年8月27日付け)
があるが、後者は条例附則第9項第3号の規定により条例の適用対象外となるた
め、前者を本件公文書として特定し、全部開示を行ったものである。

6 審査会の判断

(1) 交通規制に係る公文書について

本県内の交通規制については、実施機関が必要性等を公安委員会に定期的に上
申し、その意思決定を受けてこれを実施している。また、意思決定を受けた交通
規制については、規制種別、上申種別、道路名、規制区間(場所)、規制対象、
規制日時、禁止する方向等、交通規制の必要性等などのデータをシステムに登録
し、県内の交通規制情報を一括管理している。

これらの事務に関して、実施機関は、公安委員会の意思決定を受けた決裁文書
(以下「公安委員会意思決定文書」という。)及びシステムに登録された交通規
制に係るデータを出力した交通規制カードを管理しており、したがって、本件規
制に係る公安委員会意思決定文書及び交通規制カード(規制番号3775)が本
件公文書に該当しうる公文書である。

(2) 交通規制カード(規制番号3775)の本件公文書該当性について

審査請求人は、交通規制カード(規制番号3775)は本件規制が必要とされ
た理由を明らかにしていないと主張している。

このため、交通規制カード(規制番号3775)の記載内容を確認したところ、
道路名、禁止する方向等(禁止内容)が、本件請求の内容と一致している。また、
交通規制の必要性等の項目については、「交通事故防止」、「交通公害等防止」、「道
路拡幅・改良、交差点改良等」、「住民要望」などのうち、「交通事故防止」に該
当する旨の記載がなされている。

したがって、交通規制カード（規制3775）は、本件請求に係る区間の交通規制の理由を記載したものであり、本件公文書に該当すると認められる。

(3) 公安委員会意思決定文書について

交通規制カードの他に本件公文書に該当するものとしては、(1)のとおり本件規制に係る公安委員会意思決定文書があるが、本件規制に係る告示がなされた福岡県公報は平成2年8月27日のものであること、また、交通規制カード（規制番号3775）の意思決定年月日欄に1990年8月27日の記載があることから、本件規制に係る公安委員会意思決定文書は平成2年8月27日に意思決定されたものであり、条例附則第9項第3号の規定により条例の適用対象外である。

(4) その他

審査請求人は、交通規制の違法性等について主張を行っているが、当審査会は、実施機関が行った開示決定等の妥当性を判断する機関であり、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により「1 審査会の結論」のとおり判断する。